

国民健康保険税の計算方法（令和6年度）

国民健康保険税は 医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分 の合計額です

被保険者一人ひとりの年齢や所得、加入月数などに応じて、医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分を個別に計算し、その合計が世帯の国民健康保険税となります。納税義務者は国保資格の有無にかかわらず世帯主です。

令和6年度分から資産割額が廃止され、①所得割額 ②均等割額 ③平等割額 の3項目で計算される3方式課税となりました。

《国民健康保険税の計算》		医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
		医療給付に充てられるもので、被保険者全ての方に課税されます。	後期高齢者支援金に充てられるもので、被保険者全ての方に課税されます。	介護納付金に充てられるもので、40歳～65歳未満の方に課税されます。
所得割額	前年の所得－基礎控除額	円 × 8.4% = ①	円 × 1.9% = ①	円 × 1.8% = ①
均等割額	被保険者数	人 × 24,500円 = ②	人 × 6,700円 = ②	人 × 8,700円 = ②
平等割額	1世帯につき	23,000円 ③	5,800円 ③	5,100円 ③
軽減額	下記による軽減など	円 ④	円 ④	円 ④
合計 ①＋②＋③－④		㊦医療分合計 円	㊧支援分合計 円	㊨介護分合計 円
課税限度額		65万円	24万円	17万円
国民健康保険税額		(㊦医療分合計＋㊧支援分合計＋㊨介護分合計) 円(課税限度額合計106万円)		

《国民健康保険税の軽減》

軽減割合	軽 減 の 条 件	軽 減 額 (円)			
			医療分	支援分	介護分
7割軽減	世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者の前年中の合計所得額が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円以下の世帯。	均等割額	17,150	4,690	6,090
		平等割額	16,100	4,060	3,570
5割軽減	世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者の前年中の合計所得額が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（29万5千円×被保険者数）を超えない世帯。	均等割額	12,250	3,350	4,350
		平等割額	11,500	2,900	2,550
2割軽減	世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者の前年中の合計所得額が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（54万5千円×被保険者数）を超えない世帯。	均等割額	4,900	1,340	1,740
		平等割額	4,600	1,160	1,020
特定世帯	国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することにより、国民健康保険の被保険者が単身となる世帯について、5年間平等割額を1/2軽減する。（移行後5年目まで）	平等割額	11,500	2,900	－
特定継続世帯	特定世帯の期間を経過した世帯について、その後3年間平等割額を1/4軽減する。（移行後6年目から8年目まで）	平等割額	5,750	1,450	－
未就学児軽減	6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の均等割額を5割軽減する。（7割・5割・2割軽減が適用されている世帯の場合、軽減後の均等割額を5割軽減する。）	均等割額	5割	5割	－

※給与所得者等とは、世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）のうち、①一定の給与所得者 ②一定の公的年金等に係る所得を有する者（65歳以上の公的年金等受給者は、公的年金等所得から15万円控除した金額で判定します。）のいずれかに該当するものをいいます。

※被保険者数とは、被保険者および特定同一世帯所属者のいずれかに該当するものをいいます。

ここに記載されていない軽減制度もあります。詳しくは担当へお問い合わせください。